

## 天理市議会規程第1号

天理市議会事務局組織及び処務に関する規程（平成11年4月天理市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

天理市議会議長 大橋 基之

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。